

第二節 秋元三代

寛永九年(三三)正月、大御所徳川秀忠が死去し、いよいよ三代將軍家光は一本立ちすることとなった。家光は、將軍の力を示すが如く、手つかずであった九州で、加藤清正の子を改易し、返す刀で、すでに蟄居中であった弟忠長を改易した。連座して鳥居氏も改易され、ここに、秋元氏が登場することとなった。秋元氏は泰朝・富朝・喬知の三代、約七十年に渡って谷村に在城する。本節は、この譜代大名領であった時期を対象とする。

まず一、泰朝・富朝・喬知には、三代の系譜を抄録した。秋元氏は、長朝の代に徳川氏と関係を持った新参譜代で、子泰朝が徳川家康側近として台頭するのである。採録した系譜中の記事からも、泰朝の活動ぶりが十分にうかがえる。富朝はわずか十五年程度の就封であったためであろうか、喬知が秋元氏の家格をさらに引き上げる。そこで喬知については、「土芥寇讎記」の記事も収録した。その記事から、喬知が老中にまで登りつめていく背景、五代將軍綱吉政権の求めた理想の大名像がうかがえよう。

大名、とくに譜代大名の家臣たちの活動については、なおざりにされているところがあると思われる。そこで、二、家臣たちとして、大名を支える家臣団の構成や活動の一端を知りうる史料を収録した。次いで、市域に残る史料を中心に据えて、領内支配に関係する史料を収録した。ただし、五代將軍綱吉政権の特異な施策である

生類憐令や、同政策と密接にからむ全国規模での鉄砲改めに関係する請書は別にまとめることとし、これを四、生類憐令と鉄砲改とした。そして、その前に三、領地書上と領内支配として、幕府朱印状などから、まず領地の範囲と要所に置かれた番所の位置を確認し、そして触書などを通じて、支配の在り方を概観することにした。

残念ながら、この時期の役職構成などを端的に示す史料には恵まれなかった。それは一つに、谷村在藩の時期が、秋元家内部で役職が体系化されていく時期にあたっていたことが影響しているよう。この時期はまだまだ、支配を展開するにあたって、その必要に応じて職が作り出されていく時期であった。その上で、各職の職掌は明確になっていき、支配の形も確定していくのである。ただし、第二、四項の各史料からは、いわばこの過渡期に、新参譜代大名として、幕府方針の徹底のなかで施策を展開することに腐心している姿が、十分に浮かび上がっている。

なお、寛永十四年(三六)に幕府から上使が領内巡察に派遣されていることは興味深いものがある。この巡察は郡内に限ったものではなく、旧徳川忠長領に対して行われたものではなからうか。上使の中根大隅守は、この時期、幕府から各地へ巡察に派遣されている人物で、家光政権の姿勢もうかがえる。ともかく、秋元氏はその対応に細心の配慮を示し、この機会を捉えて、幕府方針の徹底確認も行っているのである。

一、泰朝・富朝・喬知

二七 秋元家譜(抄)

寛政三年(元)二月

秋元
系譜
原委私鈔集 全

原委私鈔集説

藤原姓 秋元氏秋元世譜云、先祖ハ大職冠鎌足ノ苗裔藤原氏、宇都宮ノ氏族也

秋元氏ハ宇都宮流派也、宇都宮左衛門次郎泰業ノ頃、上総国周准郡(千葉県君津市)秋元ノ庄ヲ領セシ、故ニ氏トス、人皇八十六代四條院ノ喜禎ノ頃ヨリ、八十八代後深草院ノ宝治ノ頃迄ニ於テ、秋元左衛門次郎泰業入道法名蓮明ト称ス、是秋元氏ノ始也、一説、泰業鎌倉將軍頼朝ノ郷同頼朝郷ニ仕ヘテ、上総国周准郡ノ職ナリ其後宇都宮ト称シ、或ハ秋元ト称ス、久シクシテ終ニ秋元氏ト成ル、近頃朝ノ字ヲ以テ世々ノ通字トス、爪ヲ以テ家ノ紋トス、亦車輪ヲモ用

(中略)

自家督
至卒去
廿一年
飯塚家系ニ七月
廿三日ト有、藤
藏重久也、後茂
左衛門ト改
上原ハ小田原北
泰朝 秋元但馬守 幼名牛坊・孫三郎・茂兵衛
母ハ心窓院殿、天正十八辰年於武州深谷郷生、(埼玉縣深谷市)
天正十八庚寅年拾一歳ニテ相州小田原城へ人質
トシテ入、同年七月三日家臣上原氏竊ニ牛坊ヲ負
テ小田原城ヲ通出、文禄三甲午年武州品川駅ニ

条ノ臣ナリ
一説、長朝公ノ
御男在テ孫三郎
様ト称ス、大関
家代々家老ニ
テ、代々秋元助
右衛門ト云ナリ

於テ始テ 家康公ニ御目見、此時十五歳、井伊
兵部少輔執ス、慶長五庚子年九月関ヶ原御陣ニ
供奉ス、慶長七壬寅年部屋住之時、(埼玉縣上尾市カ)武州足立郡滝
ノ瀬ト上野台ニテ采地五百石賜、慶長八癸卯年
二月十三日從五位下但馬守ニ任ス、慶長十四己
酉年二月廿八日駿府御側御用人寄合支配兼、慶
長十九甲寅年江府ニテ御小姓組御書院番頭兼、(江戸)
高二千石ニ成ル、同年大坂冬御陣ニ供奉、此時
御旗本へ 上意ノ御使ヲ承ル、秀頼郷御和談
整、大坂堀埋之、 神祖御帰城御急キ故、泰
朝才覚ヲ以通御之道程堀中ヲ埋立サセ、其道ヲ
一通御見分相済御帰城、其後大御番頭兼、此時
御加恩有テ高五千石ニ成ル、元和元乙卯年三月
上使トシテ備前国へ往ク、同年五月大坂御陣供
奉ス、此時モ御旗本へ之上意之御使蒙 台命、(岡山縣)
落城後、駿府へ御帰城之事暫御見合御逗留ニテ、
大和路ヨリ木曾路へ御掛リト、泰朝才覚ヲ以テ
諸手へ触流シテ、俄ニ本海道ヲ御帰城有是、太
閤ノ殘党有故也、此才覚ヲ大ニ 御感有、大坂
落城ノ後、其
ノ諸殘党ヲ探リ索メンカ為、紀州高野山ニ登
ル、同年八月廿三日於駿府格別ノ上意之上、無
之字之蠅打鞘ノ御鎗相州住広光 拝領、同年冬駿府御旗
本執事ト成、板倉内膳正重昌・松平右衛門太夫

正綱ト同ク政ヲ承ル、元和二丙辰年四月本多上野介正純・板倉重昌・松平正綱ト同ク 神君御遺命ノ事ヲ承ル、同年 神君之御尊骸ヲ駿州久能山ヘ奉葬、此ニ供奉ス、元和三丁巳年二月廿一日勅シテ 東照宮大権現ト諡シ奉ル、同年三月九日正一位ヲ贈給フ、同月十五日 神君之御靈櫃ヲ久能山ヨリ日光山ヘ奉遷、此時供奉之面々、本多上野介正純・土井大炊頭利勝・松平右衛門太夫正綱・板倉内膳正重昌・秋元但馬守泰朝・成瀬隼人正正成・安藤直次・中山信吉・榊原照久等也、同年四月四日至日光山、同月八日御靈櫃ヲ墳塔ニ奉納、御靈櫃川越仙波ニ一日滞留セラル、因テ仙波ニ御靈屋建ト云、元和四戊午年 秀忠公ノ仰ヲ承テ筑後国柳川ニ往ク、夫ヨリ肥前国長崎并五嶋・筑前国福岡城等巡見ス、元和八壬戌年父長朝致仕ノ時、其家督一万石ニ部屋住ノ五千石、合一万五千石ヲ賜、元和九癸亥年七月秀忠公御上洛ニ供奉ス、京ヨリ上使トシテ越前国ニ詣リ、宰相忠直郷ノ御内室并仙千代光長郷ヲ俱シテ江戸に帰ル、寛永元申子年上使トシテ大坂ニ詣ル、是ハ御城築成就ニヨリ奉行中ヘ被下物ヲ言渡ス為ナリ、寛永二乙丑年五月世良田ヘ御名代之敕命、大光院ヘ御登籠獻備

銘文鈴木九左衛門、寛永三丙寅年八月又々 家光公筆者 林善兵衛、寛永三丙寅年八月又々 家光公御上洛ニ供奉ス、此時一條ノ臨幸ノ御規式ニ、泰朝モ其行莊ニ加ヘラル、寛永五戊辰年四月 家光公日光山御社参ニ供奉ス、寛永九壬申年四月亦日光御社参ノ節供奉ス、寛永十癸酉年二月三日甲斐国都留郡ノ羽落郡内谷村ノ城ヲ下シ賜村、下谷村有、城ハ、但シ都留郡一円一万八千石ニ成上谷村ニアリ、石増トイヘトモ、此度城地下サル、事ハ 東照宮・御加増トハ無之、
(徳川秀忠)
台徳院様向 御代ノ旧功ニ付、台徳院様ノ御遺命ナリシト也、都留郡一円川尻肥前守 寛永十二乙亥年日光山御宮御造営ノ総監ヲ承、寛永十三丙子年日光山御成ノ時、日光山御造営ノ功ヲ厚ク御賞美ナサレ、唐門ノ内ニテ重キ上意ヲ以御刀備前国吉宗作代金三十枚、一説ニ御自佩之御太刀ト云、御差ノ御刀ノ方ナルヘシ外ニ黄金百枚賜從御台様白銀三百枚・綿五百把被下、此時甲州都留郡一円ニテ五万八千石程ノ高ニ相成位ノ所ヲ賜、
(但本高一万八千石也、御朱印、
賜ノ外ニ四万石ノ御判物ナリ)
此節御用相動候家来七人、於 御前黄金・時服等銘々被下置、御台様ヨリモ綿被下置面々、
(陳代高山五兵衛・掛札方加藤牛之丞・按捺人高山伝右衛門・行司林 善兵衛・勘定方萩谷伝左衛門・横目、凡黄付太陽寺四郎右衛門、吟味方大類源五右衛門等ナリ)
金拝領之事ハ、於御当家、三州岡崎・安祥以来ノ御譜代之歴々之外ハ不被下事也、為倍臣拝領ハ此節ニ限ルコトナリ

秋元世譜本文ニ云、寛永十八辛巳年同所石之御宝塔之事モ亦承ル、此時モ賜ル品有、寛永十九壬午年秋ヨリ病篤シ、因妓玉虫八右衛門ヲ 上使トシテ三度遣ハサレ、又鍼医ヲ附置セラル、
(此時江府代官町ノ邸也、同冬ヨリ重病ト成終ニ空シ)
寛永十八辛巳年 泰安公仰ヲ奉テ日光山ニ至、御宮奥ノ院御宝塔石ヲ改メ、造立ノ奉行ヲ承ル、其石赤那木山ノ谷ヨリ数人ヲ掛テ引
秋元世譜本文ニ云、寛永元甲子年春將軍家天海大僧正ニ議セラレ、日光山 東照宮ノ旧社ヲ改造立被成候ニ付、泰安公乃松平右衛門太夫正綱総奉行ノ事ヲ承ル、此故ニ泰安公日光山ニ登テ三小屋ヲ定下知有之、或ハ江戸ニ在テ御用ノ事ヲ承ル
郡内旧跡録ニ云、浅野彈正大弼長政府中ニ在テ当城ヲ築ク、其後島居士佐守成次、後泰安公ニ之ヲ賜
同書ニ云、都留郡名所也ト云々、後ニ選集千載集ニ出ル所ノ歌ヲ載ス、爰ニ略ス
寛永十九壬午十月廿三日江戸代官町ノ邸ニ於テ卒

寛政三辛亥年
百五拾回忌
天保十二辛丑年
二百回忌

照尊院殿道哲泰安大居士 六拾三歳

南光坊天海僧正照尊院殿ト盛ス、
日光山照尊院ニ有之御位牌、乃、
南光坊ノ筆也ト云、御石牌ノ御法号ハ殿ノ字ト大ノ字無之、行草筆也、サボニ笠石無之、
一書ニ御石牌ヲ天海僧正筆ト有之

無之字御鎗由来

伝曰、右御鎗之儀ハ、元和元乙卯年八月廿三日於駿府御拝領、上意之趣ハ、今度中国西国ノ海上等相改候ニ付其方指遣間、能々士民共ヲ初トシテ逆意無之様可申渡候、此鎗ハ予先年三州ヨリ所持之事其方知ル処也、則是ヲ遣シ候間、鞘ヲ拵直シ可為持ト厚 上意也、依テ御工夫ヲ以將基頭ニ鞘ヲ拵、被入 御覽候処、御機嫌不斜、泰朝公ヲ召テ 御尋ニハ、此形何ゾ存寄有乎トノ 上意、泰朝公御答ニハ、是乃飛車ヲ象テ今度ノ御用筋先ヘ進ム様ニトノ心ニテ申付候ト被申上ケレハ、感入ルトノ 上意有テ、亦ソレヘ一字ヲ可遣トテ、了的(増上寺ノ和尚ナリ)ヲ召テ無ノ字ヲ可認トテ、了的(増上寺ノ和尚ナリ)ヲ記之

泰朝公ヲ召テ則遣之、此字ノ心ハ爾勤功三十六年、予カ老衰迄晝夜怠リ無ク感入、今度ノ改未タ人心別々也、爾来無二之忠勤ヲ抽テ、此鎗一本ニテ人心ヲ一ツニ仕、天下無ノ字ニ通り候様

可仕旨厚御懇之上意、御次ニ並居タル人々、本多佐渡守正信・永井右近太夫直勝両侯袖ヲ引、偕々無類之上意御本望哉ト御歎申サレシト也

右御拝領之詔 泰朝公御自筆ニテ文モ此通ニ被遊ヲ、御側ニテ林善兵衛書留、因テ残ル実記也、御筆ハ明暦大火之節焼失スト云、御鎗寸法別紙

諸了和尚ハ天海和尚同様ノ人也大坂ヘモ、或異御供ス、説ニ南無阿弥陀仏ノ御鎗、其一本ヲ御拝領ト云、或ハ戦場ニテ鎗先之御功名有シ時ナト、申ス者多シ、甚非也、是等ノ説ハ詔ヲ不知者ノ説ニテ是非モナシ、依委ク実記也

正綱ハ松平伊豆守信綱之伯父也、信綱後ニ正綱ノ子分ニナル、秀綱ハ正綱ノ実父也

寛文元年辛丑年五月十三日卒

宣良院殿釈円誓禪尼

武州江戸浅草 神田山 徳本寺
母儀ノ檀縁ニヨリ右同寺葬

自家督至卒
去十六年

富朝 秋元越中守 朝丸・左衛門・掃部

母は松平正綱養女、慶長十五庚戌年上野国総社ニテ生、元和元乙卯年駿府ニ於テ 家康公ヘ御目見、寛永十癸酉年從五位下越中守ニ任シ、雁ノ間ニ列ス、寛永十九壬午年父泰朝ノ

奥榮寿院殿
是ナリ

(中略)

寛永十三丙子年二月十日卒

法寿院殿真嶽春清大姉 武州芝西ノ久保 天徳寺中 榮寿院
母公榮寿院ヲ葬シテ一院ヲ建ル、故ニ院ナリ

忠朝 秋元隼人正右馬允
系別ニ在

正朝 秋元主水

実ハ松平右衛門太夫正綱四男也、泰朝假養子トセシ、後富朝・忠朝出生ニ付実父方ヘ帰ル、後松平紀伊守ト云

(女子二人の記事 中略)

喬知 始喬朝 秋元但馬守 其九郎・摂津守

自家督至卒
去五十八年

連魁ノ紋ハ戸田家ノ紋ニシテ元来ハ正親町家ノ紋也、戸田家ハ正親町三條ノ嫡流ト云、然者此紋ヲ用ヒ玉フ事ハ喬朝公ヨリ始ル、喬求公多ク用ヒ玉ヒシナリ

東照宮御玄孫ノ御統前ニ詳、母ハ富朝女、実ハ戸田山城守忠昌嫡男、富朝ノ外孫ナル故ニ養テ嗣トス、慶安二己丑年九月十六日江戸ニテ生、明暦三丁酉年九歳ニテ外祖父富朝ノ養子トナル、同年十一月二日家督一万八千石甲斐国谷村ノ城ヲ領シ、雁ノ間ニ列ス、同月五日家綱公ニ御目見、万治三庚子年十二月廿八日從五位下但馬守ニ任ス、寛文五乙巳年二月三日於日光山 東照宮五十回御忌御法会之節、御宮廻火之番被命、三月廿八日日光山ヘ之御

家督甲州谷村城領知全下賜、寛永廿癸未年上意ヲ奉テ甲府ニ詣ル、是ハ百九代後水尾院帝第八之宮良純親王左遷ニ因テ也秋元世譜本文ニ云、寛永二十癸未年十二月百八代後陽成院第八宮二品良純法親王甲州ニ左遷ノ時、元白様命ヲ承テ是ヲ請取守護シテ甲州積翠寺村増福山興因寺ニ奉入、或時郭公ノ啼ケルヲ聞玉ヒテ良純親王、鳴ケハ聞クキケハ都ノ恋シキニ此里過キヨトナシ、和漢合運云、寛永二十癸未年八宮良純左遷、万治三己亥年婦洛スト有

慶安元戊子年日光山御成之時 上意ヲ奉テ予参ス、慶安四辛卯年 家綱公始テ日光山御成ノ時モ予参ス、同年 家光公大猷院様薨去ニ依テ日光山ニ詣ル、明暦三丁酉年正月十九日江戸大火、此時代官町第類焼也、因テ密々 命ヲ蒙テ御暇、即江戸ヲ発シテ私領谷村ニ往、是御用心ノ為也

伝ニ曰、明暦ノ大火江戸城回録、元白公命ヲ奉郡内ニカヘリ警備尤嚴重ニ命セラル

明暦三丁酉年六月十七日乃於谷村城卒

清嚴院殿雲山元白大居士 泰安寺 四拾八歳

宝永二乙酉年二月廿九日上州総社光嚴寺ヘ改葬

室名長イ蝶 有馬左衛門佐直純女

母は本多美濃守忠政女 東照宮為御養女、慶長十六戊子年八月有馬直純方ヘ從駿府 御入

暇被下、四月三日発足、同月廿二日帰府、翌廿三日登城、同年十二月廿六日改名摂津守但馬守因テ也、同年ノ内御婚姻整月日、寛文七丁未年四月廿日於日光山 大猷院殿十七回御忌御法会御名代勤御暇発足、延宝二年丹波山村論所相濟見分有テ丹波山御一宿、論所大菩薩ヲ御見、上野原ヘ御一宿、夫ヨリ御帰着月日不詳、延宝五丁巳年七月三日御奏者番、天和元年辛酉年六月廿七日越後宰相光長卿ノ領地没収セララル、ニヨリ、其監使トシテ越後高田ヘ可罷越旨於御前被仰付、七月十二日高田ヘノ御暇被下置、黄金三十枚・時服五・御羽織・御馬一匹拜戴、同十五日発足、同年九月十二日帰着、同十六日御目見、同年十一月廿九日寺社奉行兼役、天和二壬戌年十月十六日御旗本執事、同年十一月二日大下馬後松平因幡守屋敷入替被仰付、同十日移ル、同年十二月廿八日午ノ下刻、駒込大門寺地内ヨリ出火、上屋敷類焼、天和三癸亥年四月七日於日光山 大猷院様三十三回御忌御法事始ニ付 上使可勤旨命ヲ蒙リ、御召羽織拜戴、直ニ発足、同十九日帰府、翌廿日御目見、同年九月十二日於御前永真筆之御絵鑑并唐銅鶴ノ大香炉拝領、

同十四日戸田忠昌亭へ 御成之節御^(能)被仰付、縮緬十卷拝領、貞享二乙丑年十月廿二日再但馬守ニ復ス、同年三月廿八日於殿中堀田筑前守ヲ稻葉石見守指殺^(刺)、此時喬知公石見守ヲ討留ル、則殿中静マリシトシ、元祿二己巳年二月六日三ノ丸御造作ノ事ヲ承ル、同年十一月廿七日三ノ丸御普請成就ニ因テ 御目見、御刀^{備前安清}代金二十枚ヲ拝領ス、桂昌院様ヨリモ下シ賜ル、縮緬十卷御樽ニ荷御肴三種品多シ、元祿四辛未年二月三日五千石御加恩^{下野国都賀郡ニ於テ給ヘル、陣}屋ハトチク、元祿五壬申年十二月廿六日於 御前論語学而篇講釋被仰付、御小袖三拝戴、元祿六癸酉年七月廿九日於本所屋敷地五千坪拝領、同年九月廿九日大奥御用牧野備前守跡役被仰付、月番御免、其後願之上月番勤、同年^{月日}不詳 小石川御殿御普請御用掛被命、乃出来ニ因テ十二月廿二日 御成有之被為 召候節、於御同所御称美トシテ呉服五拝戴、元祿七甲戌年三月廿五日戸田山城守忠昌亭へ被為 成候時、其亭ニ候ス、因テ御刀^{備前盛景}代金廿枚ヲ拝戴、同時忠昌・喬知始伺候ノ面々ノ内へ論語講釋被仰付^{綱吉公御講釋ハ湯盤銘曰、終テ網地ヘ敬直ノ二}周雖旧邦其命維新迄被遊、字大字ニ被遊御諱迄被成下、同時御能之節、喬

郡・同国足利領ヲ除テ川越城付三万石、河州領如元二万石、宝永二乙酉年二月廿二日川越城ヲ先ノ主松平美濃守吉保ヨリ受取之、御目付岡部庄左衛門、御番衆柴田三左衛門、郷方御代官柴田三郎左衛門イニ^{片野総左衛門}等也、同月廿九日谷村泰安寺ニ在ル所ノ長朝・泰朝・富朝ノ三塋ヲ上州総社ノ光嚴寺へ遷ス^{長朝公ノ塋ハ素ヨリ光嚴寺ニ在ヘシ、谷村ヘ所替ノ時、谷村ヘ遷サレテ再総社ヘ移サル、カ}
(中 略)
正徳四甲午年八月十四日卒 六拾六歳
^{八月十五日以上使賜有り、且御香奠銀二百枚被下但閑老ヘノ通例 上使水野監物}
濟川院殿義舟喬知大居士 上州総社光嚴寺位牌表^{濟川院從四位下拾遺補闕兼但州刺史喬知大居士}
同 裏^{濟川院藤姓秋元氏名喬字長覚法名義舟為江府閑老知川越城六万石}
右表裏、俱ニ生前ニ於江府東海寺之僧大心草ス
室名隆イ多津 同氏隼人正二女^{一説忠朝二女ニテ富朝養女スト云}喬朝室トス
元祿四辛未年十一月五日卒 四十四歳
遍照院殿清月妙圓大姉^{武州江戸 東叡山護国院}
妾 家臣河津某女 是武朝ノ母也
享保八癸卯年九月十九日卒
静壺院殿国鑑靈光大姉^{武州入間郡川越 長喜院}

三万石外ニ御判物高如前

知へ呉服自然居士声刈ノ仕舞三番被仰付、同年十二月十日品川東海寺御普請皆出来^{東海寺本堂棟札ノ写アレトモ、御用掛仰付、ラレン年月日不知ト云}、同年十二月十日七千石御加恩^{河州八上郡ニ於テ賜ル}、元祿八乙亥年九月四日戸田山城守忠昌亭へ再被為 成候時其亭ニ候ス、依之紅白紗綾一卷拝戴^{此時モ経書御講釋有之、同公ノ御仕舞等去亥}、元祿十丁丑年七月十日護持院護国寺御造立ノ事ヲ承ル^{御用掛被仰付、年月日不詳}、乃御造立成就ノ時御手自御刀^{片山代金十五枚}ヲ拝戴、元祿十一戌寅年八月三日東叡山根本中堂御普請成就ニ因テ御小脇^{但州國光}代金十五枚ヲ拝戴^{御講請御用仰付ラレンハ、前年七月十日ト云}、元祿十二己卯年三月九日上野 嚴有院様御佛殿出来ニ付時服五拝戴、同年十月六日加判ノ列被 仰付、翌七日二本道具御免、同年十一月十一日御老中招請、同年十二月五日叙四品、元祿十三庚辰年三月六日一万石御加恩^{内三千石河州領ニテ給ヘル、七千}、同年十月廿八日御加恩ニ付亦御老中招請、同年十二月四日任侍従、元祿十五壬午年四月廿八日倅婚姻之御礼、宝永元甲申年十月九日西丸下阿部豊後守跡へ屋敷替、同年十二月朔日一万石御加恩^{河州領ニテ給ヘル}、同年十二月廿五日仙波御宮有之ニ依テ、重キ 上意ノ上、武藏国入間郡川越へ所替被 仰付、下野国都賀

妾

正徳二壬辰年十月十日卒
鏡照院殿天心知月大姉^{武州江戸大塚 高源寺}

(後 略)

(東京都 林 友直家文書)

【解説】 本史料は、寛政三年(元)黄鐘(十一月)、秋元家の家臣林成庸が長年に渡って書き留めてきた心覚えをまとめたものである。そのうちから、谷村に在城した泰朝・富朝・喬知の三代の記事について抄録した。また喬知については、川越への転封年代以降は省略した。

さて本書は「原委私鈔集」と題されている。その理由は、成庸自ら記す大意を要約すると、以下のようになる。そもそも本書は、公的な編纂事業によるものでなく、成庸が主家事跡についてまとめた個人的覚書である。その元になった心覚えは、かねてから、秋元家や林家伝来の資料のみならず、旧記の類を検討し、伝聞の類も参考にして書き綴ってきた。この度、それらを集録するにあたっては、捨てがたい異説には「イ」字をかたわらに記し、また「一説」「或説」の語を付し、区別して載せた。さらに自分の考えは「私曰」として記した。抄録中にも、これらの部分が見られる。

このように広く資料を渉し、かつ嚴格に選択して執筆しているため、「原委私鈔集」は貴重な史料となっている。甲州文庫中に、早くとも明治になって成立したと推測される「秋元氏御略系」という史料があるが、同史料には「原委私鈔集」の影響が強く見られ、後年に多くの影響を与えたことがうかがえる。

四六 幕府上使領内巡察につき秋元泰朝より諸指示の書状

寛永一四年(三三)二月

- 一 大手入口(小堀)こへいゆかミなをし候事
- 一 あんとん(獨)しよくたひ・かさの事
- 一 大あんはらせべき事
- 一 同馬や其外入候間はらせべき事
- 一 けたの事、同ぞうりの事(下駄カ)
- 一 江戸へ、はや方々へ、何ニても音信可越候、時分能候間かわせべき事、それを江戸へもたせ可越小者共可置事
- 一 大手口かい門、た(世)ミしかせべき事
- 一 同門番の事
- 一 方々所々にあんどん「」可置事
- 一 三島・小田原、其外所々へ、何ニてもかわせに越道を通「」
- 一 四ヶ所番所
- 一 山中、三島口
- 一 舟津、くろこま、駿河口(黒 駒)
- 一 くらぬた、甲州へ入口(黒野田)
- 一 すわうへの原への相州へ入口(諏訪 上野原)
- 一 しほくさ鉄砲之事(忍 草)
- 一 ひものやの事、付甲府へ扱之事
- 一 方々たミミの事

四七 秋元泰朝から国元老職にあてた施政方針指示の書状

寛永一四年(三三)三月

- 一 尚々右之段、能々油断有へからす候、以上
- 一 伝右衛門所より五兵衛所への状披見候、其元無事の由、珍重ニて候
- 一 一打続雨ふり候間、道・橋其外つミ、万事無申迄候へ共、油断有べからす候、其外在郷くへ、能々物事此已前より申付候ことく、油断なく他仁のものと申事いたさぬやうに、何かををき、作に計念を入候様ニ可被申付候、無申迄候へ共、牢人置候事、惣てしらぬものを出入いたさせ申すまじき事、これハ侍共ニも此事肝要ニて候、必々其外郷々ニても、いたつらニて候はんもの、ものいふ事をも仕候はんもの候ハ、必々はらい有へく候、必々作を仕候ハぬものハ、必々郷々に置べからす、一日も一夜もやと仕間敷由可申付候、はちひらき・かねたミきのたきい迄、必々く法度堅く可被申付候、以上
- 一 尚々、左源太火事にあい候由、何ニても此方へ可申越候由、先「」ニ申し候へ共、「」委細、此便ニ五兵衛可申越候、以上
- 一 伝右衛門殿(高山)
- 一 牛之丞殿(加藤)
- 一 善兵衛殿(秋)
- 一 「右、泰安様御筆、寛永十四丁丑年三月晦日、從江戸表甲州郡内谷村へ被 成下候連名之 御書也(後略)」

一 方々(尋 隠)そうぢの事

一 方々壁ぬらせべき事

「此ヶ條ハ」

(林成庸注記)

(泰朝)

泰安様御筆也、寛永十四丑ノ年春二月廿一日ニ、江戸表より甲州郡内谷村へ被 仰遣候御書付なり、(中 略)上州惣社より御所替間もなく候ニ付、為 御見分、從江戸中根大隅守様御越候ニ付、此御ヶ條之通り、御城大手等其末々、御領分境御馳走之御(世)セ話被仰遣けるは、曾祖幼年ニて、善兵衛其節猿橋迄六里三日泊リニ参り候を、跡をおひ候は、慥ニ申伝也、右之節、高山古五兵衛ハ谷村ニ相残り被申候、善兵衛ハ猿橋へ御迎ニ罷出、嫡子玄蕃、萩谷又左衛門と一所ニ、此節騎馬ニて御先乗ヲ仕候、此御書、後日の証跡と子孫可存候」

【解説】 本史料には、先にも名前を出した林成庸の後筆が見える。つまり本史料は、成庸が秋元家重職林家に伝来した秋元当主書状を整理した中の一通である。その成庸後筆によると、本史料は、寛永十四年(三三)二月二十一日、江戸の泰朝から国元谷村へ送られた書状である。このとき、徳川三代將軍家光の名代として、中根大隅守が一種の巡見使として派遣されたため、その対応について注意書きを申し送ったものである。個条書きのため、いわんとする主旨のつかめないところも多々あるが、ともかく、將軍上使を迎えるにあたって、大手門の修理ほか見栄え良きように細心の配慮が求められていることは興味深い。そして五条目のように、情報の伝達ルート整備に注意していることも忘れてはならないであろう。

(東京都 林 友直家文書)

【解説】 本史料も、史料異と同様、林成庸が整理した書状の中の一通で、成庸の後筆によると、寛永十四年(三三)三月晦日、江戸の泰朝から国元の老職宛てに出された書状である。ここでは、様々に繰り返しの表現があるが、その主眼は一つで、つまり領民の農耕専念強制を求めている。そのため、争い事が起きる原因をなすと考えられる者たちを、村々から排除しようとしているのである。その場合に対象とされているのは、一つは浪人であり、一つは各所から各所へと動く遊民である。彼らとの接触を断絶しようとしているのである。

(東京都 林 友直家文書)

この年十月には天草・島原の乱が起きており、本史料が述べるころの背景には、そのような事情も影響しているやに思える。しかし直接には、幕府上使を迎えるにあたって幕府方針の確認徹底を求めたもので、本史料は先の書状と一連のものであろう。

二八 秋元喬知についての風評

元禄三年（一六九〇）

一 秋元但馬守藤原喬朝（從五位下）

紋瓜

庚午ニ四十二歳

室ハ秋元隼人正正晴娘

嫡子秋元源之助

二男秋元七之丞

（愛知県）

本國參州、生國武州、越中守富朝ノ子、但馬守安朝ニハ孫也、実

ハ戸田山城守忠昌ノ子也、外祖父越中守孫ヲ養子トス、万治三年庚

子十二月廿八日叙ニ從五位下ニ、任ニ但馬守ニ、其ノ後改ニ摂津守ト、

延宝五年丁巳七月三日御奏者役被ニ仰付、後年若御老中職ト成ル、

貞享二年乙丑十二月三日再改ニ但馬守ト、此ノ家伝往昔之元祖ヲ不

知ヲ、近代之元祖ハ、秋元但馬守泰朝奉ニ仕ス、家康公・秀忠公・家光

公三代ニ、泰朝之子ハ越中守富朝、其ノ子但馬守喬朝、初之名ハ摂

津守、富朝ニ無シ子、外孫ヲ為シテ養子ト、令レ繼ガニ家督ト云云

居所甲州之内谷村（自江戸ニ、本知二万三千石、新地開運上課役掛

リ物等并ニ世上ノ首物、彼是外ニ一万四千石余有リ、此ノ所ハ取り分

ケ運上多キ所也、米能ク生ズ、弘ヒ中也、但國中ニテハ上也、年貢所

納五ツヨリ七ツ迄、押シ六ツニ三分、家中ヘ四ツ、在江戸ノ年、人有リニ

扶持、外ニ摸合有リ、地ニ禽獸柴薪多シ、土地中、国ノ内ニ、無レ並

国民綱布ヲ織ルヲ業トスル故ニ、民豊カ也、士モ亦富リ、且ツ往昔之

例ニ任セ、富士禪定ノ者ヨリ閑役ヲ取ルト聞ク、在所、国ノ東南、物

ている。最後には「謳歌評説云」として、編者による大名の批評が載せられている。良将・善将に近いと評価されているのは二四三人中一五〇人程度であり、喬知はその代表格の一人となっている。彼の評価の中から、徳川五代將軍綱吉の時代において求められた大名の理想像がうかがえて興味深い。

三一 谷村時代における秋元家臣断絶事例抄

寛永九年（一六三二）～元禄年間（一六八六～一七〇三）

「（表紙）

御惣社以来譜代

潰家留写

」

大類源五右衛門

深谷第一之御譜代、御由緒有之者也、貳百石ニテ被召出、先祖ハ大

毎不自由也

家老

高山甚五兵衛

高山伝右衛門

喬朝、生得寛博（傳）ニシテ才智発明也、文武弓馬ヲ嗜ミ、行跡最モ法ニ叶ヒ、士民ヲ哀憐ス、是仁心有ル故也

謳歌評説云、本文ノ如クナラバ、更ニ難ナシ、誉ノ良將ト云ベシ、凡世上ヲ窺ヒ聞クニ、諸ノ主將ノ中ニ、有テ文無シ武有リ、文武共ニ無レ之ハ多シ、有リ勇無レ仁愛ニ有リ、剛強ニシテ家民ニ稠ク、人使惡鋪有リ、偶然トシテ善惡ノ差別ナキアリ、士民ヲ奪ヒ貪リ、美女・美童ニ幣ヘヲナス有リ、文武共ニ違シ、才智発明ニシテ不行跡無道成ル有リ、無学ニシテ行跡道ニ不レ背カ有リ、利発過テ害アル有リ、愚鈍ニシテ正体ナキ有リ、家老ニ任セ過テ士恨ミ憤ル有リ、極テ慍懣ニシテ人ヲ取り立ザル有リ、如キレ斯品々、不レ違アラニ勝ケテ計フルニ、是皆偏ニシテ、善ノ全キハナシ、愛ニ喬朝一人、寛博ニシテ、才智発明ニ、文武弓馬ヲ嗜、仁愛有テ士民ヲ哀憐シ、行跡無シ不義、諸事法ニ叶ト云ハ、善ノ善ナル所ナレバ、褒美スルニ、猶余リ有ルベシ、是ゾ当時賢人良將トモ、且ツ明將トモ可レ云者ニヤ

『土芥寇讎記』

【解説】 元禄三年（一六九〇）、全国の大名二四三人について、その内情調査結果を編集した「土芥寇讎記」という史料がある。作成の経緯については不詳であるが、一定の様式で調査・記述がされており、幕府隠密による探索の成果が反映しているのではないかと推測され類丹後守、上州飯崎（群馬）之城主也、関東古戦録ニ出ツ、泰朝公御代、越後仙千代殿御迎ニ罷越御用相勤、其外、寛永九年台徳院様薨御、天下御中陰ニ付、日光御普請御休ニ付、泰朝公始御下山、大類も其内之御用相勤内也、其節日光初石ニ於、不届有之馬士を斬る、然共、御中陰中と云、御山御場所柄之様故、（以下補訂）「打捨にも不相成、全く不調法ニ相成、切腹被仰付、此家断絶」

本多半兵衛

惣社御譜代、貳百石被下置候、此者、御奉公随分出精相勤候処、寛永十七年中根大隅守様御巡見之節、当時之郡奉行同様之御役儀相勤居、郷方道普請等入念候様被 仰付候ニ付、右御用、郷中之義承リ相勤候処、大隅守様御家来、藤（井太夫） 左衛門ト云者、中根家ニテ御用人同様之者也、万事公用承ル者也、右之者、鹿沼口より御領分懸リ罷通候節、上野原之内土橋有之、然ル処、右土橋落、太左衛門初同勢八、九人川ヘ落、大勢取寄、漸々引上、命ニは無別条、然共、御用之書付等入候箱、散々岩ニ当り破損候趣、御巡見之事と申、公義対し甚不軽事故、五兵衛・善兵衛より江戸表ヘ申上ル、以之外御不機嫌也、依之、半兵衛御尋有之、且那寺長昌寺ヘ参、此度之儀、私ヘ奉行被仰付候処、不念至極、恐入候段申述、切腹仕、依之此家断絶

佐口伝兵衛

此家、結城殿御家出之由、矢貝古清太夫知人ニテ、親類分ニテ於郡内被召出、貳百石被下置、賄役相勤、当時之賄役ト違、今之勘定奉行より重キ格也、多年郡内ヘ猿牽参り、御台所ニテ猿為舞、夫より

奉納、河原之御厩ニおゐて為舞、米三俵ニ青銅七貫文被下置、御家中をも相廻ル、然ル処、佐口方にて為舞、礼物之義、以来ハ差遣し申間敷旨及断ニ、手織之郡内絹一反遣ス処、猿牽甚不足ニ存、足ニて蹴返し申、夫故不得止事、猿牽を引寄、脇差にて打捨ニ仕ル、其段御届仕、不礼者之儀故、其通り相済候処、翌年、尾張（愛知県）より猿牽之仲間共申合、大勢江戸表へ罷出相願、右ニ付て、此方も御沙汰有之、慮外者之義、申訳は相立といへとも、不応 思召、寛永十六年六月、富士祭礼御用も不相勤、俄ニ御暇被下、此家断絶

吉岡十兵衛

御取立之家、百石被下置、郡内掃除奉行之元祖也、今之普請奉行也、然ル処、鉄砲甚手ニ入打候由、或時富士之据野へ雉子打ニ参り、小屋掛泊り懸ニ罷越、大殺生（十羽籠も）いたす、是ハ家中一同也、寛永十二年之頃、殺生ニ参り候処、猪壹疋来ル、是を打候処、小玉之筒ニて打候故、猪留り兼、手負猪ニ成候て掛候故、半死ニ及ひ、一日不帰、依て家族案し、悴辰之助と云、十三歳にて、僕召連尋ニ出、小屋へ参り見候処、血ニ染り罷在候躰、驚漸介抱いたし、宿へ連帰り候処、無程落命致ス、右之趣達 御聴候処、不覚悟之致方故、跡式不被仰付、悴義出家可仕旨被仰付、依之一年之御物成不残被下置、菩提吊候様（弔カ）ニ為仕旨被仰渡、断絶

福島久右衛門

惣社にて被召出、式百五十石被下置、本名花房之由、 秋元久右衛門様云（喬知）也、依て後久右衛門と改、（喬知）濟川院様御代、其子弥兵衛、其子伊之助後弥兵衛ト改、（喬川五代將軍御吉）常憲院様生類御憐愍被 仰出候節、久右衛

門、其時ハ隠居にて黙翁と云、七十三歳也、然ル処、郡内おゐて犬涼を掛置候処、隣家は大目付高山新兵衛也、然るに折悪敷、犬わなニ懸り、右新兵衛宅へ這入、手負死ス、其頃新兵衛福島と縁者にハ候へ共、役分之儀故、右犬わなの義、江戸表へ申上ル、依之、隠居の黙翁切腹被 仰付、跡断絶、弟郡平、一柳土佐守殿御家ニ罷在、家族引弘、其後 泰元院様御代御出入 御免にて、今ニ御家へ御出入也

（国文学研究資料館史料館所蔵福井家文書）

【解説】 秋元喬知が戸田家から養子に入るに際し、戸田家から付けられてきた家臣に福井家がある。その福井家文書に「総社以来潰家留写」という史料が残されている。奥書によれば、文久二年（一八六二）閏八月末、福井清成が、秋元家臣松野氏が同林氏蔵の書留を写した手控えをさらに写したものである。断絶した家臣について、秋元家の家臣になって断絶するまでの経緯が描き綴られている。このうちから、秋元家が谷村にいた時期中、かつ興味深い問題を含んでいる五例を採録した。なお、大類の記事末尾は同史料の明らかな写し間違いのため、同じく福井家文書中に残されている同種史料から補訂・補注した。

五二 秋元家代官より郷中支配につき法度書

元禄七年（六四）正月

覚

- 一 毎年之通、吉利支丹宗門之改、五人組之改、急度可被念入候
- 一 村々火之用心堅可申付候、正月は遊申候月にて、日待・月待仕、博奕可致候間、（惣）沓錢之掛（惣）ニも双六成共打不申様ニ、一村切ニ五人組を以、互ニ吟味仕候様ニ可被申付候
- 一 郷切ニ瀬木川普請可被申付候（惣）
- 一 一切々郷中を廻、御法度之趣可被申付候（節）
- 一 御百姓作仕付候時分、無油断様ニ可被申付候
- 一 山々ニて柵・櫓・櫓・桐・松・杉・栗一切御法度ニ候間、切り取申間鋪候旨、堅可申可被付候（可被申付候）
- 一 雑木ヲ切、焼畑ニ一切為仕間敷候
- 一 只今迄有之候山畑も、本田へ水押流可申所見立、はゑ山ニ為仕立、山畑ニ可仕所為仕可申事
- 一 郷中ニ木山仕立、所之重宝ニ為仕、自分にて老本成共切候は、代官可為越度事
- 一 郷中道橋、節々見廻可被申候
- 一 跡々被 仰付候通、縁者之儀は、他所より縁組一切無用ニ可仕候、自然無廻縁組ニ付ては、此方へ申上、品ニ從望の通可申付候（に惣）
- 一 他所へ男女よらす奉公ニ一切出シ申間鋪候、縦跡々出候者有之候

中を見廻、小百姓ニ至迄明細ニおしへ、（何脱力）如様ニも仕立、御百姓自由能様ニ可被申付候

一 縁者之儀、以仲人互ニ申替ニ、双方合点之上、祝言可仕候、縦娘（娘は内証にて合点仕候共、惣）ノ親・兄弟共同心無之ニ、むさとうはいとり候は、当人不及申、手伝仕候者迄、急度曲事ニ可申付候

一 祝言致候節、前々被仰付通、兄相・（弟）相・相役計寄合可申候、勿論、祝義之取替せも、右之外仕間鋪候、且又祝言仕候已後、祝義之見舞仕候者有之候共、盃成候共出シ申間鋪候

右之通、万事無油断相守候様ニ急度可被申付候、以上

元禄七年戊之正月十一日

根岸次郎兵衛
村上床（右）右衛門
馬場村

（朝日馬場 渡辺洋男家文書 支配・法令六）

【解説】 本史料は、いまのところ、秋元家の郷中支配方針をうかがえる唯一の法度である。全二十五カ条からなり、総じて幕府方針に沿ったものである。ただ、焼畑を禁止し、すでに山畑として経営している所も本田との関係で見直しを求めるなど、山資源の利用をはかっている点などに特色があろうか。

ところで、渡辺洋男家には、本史料と同種の史料がもう一点残されている。それは元禄五年（六二）正月十一日付けで、秋元家重職より根岸・村上兩人へ出されたものの写しである。条文の順序に一か所移動があり、また興味深い条目である最後から二条目が、「急度

共、致穿鑿引返シ可申候、此以前、他所より縁組仕、出入仕候へ、申上、手形にて可為仕出入候

一新田・新畑有之候は、当春中相改可申付候

一 御代官切ニ、御法度之商物之品々他所へ出シ申ニ付ては、手形取候て出シ申候様ニ可被申付候

一 伊勢其外神参ニ行候者、其所之代官ニしらせ、代官之手形にて御領分之関所通候様ニ可被申候、此旨口々番所へも申付候事

一村々ニて他所之者一切置申間敷候

一 願人往来事触、其外諸勸進之者、郡内者之外、一切他所より入申間鋪候

一 御百姓家作申候へ、申上、木山（もらいの意カ）囉可申候

一 他所より商人其外親類共参候へ、其所之床屋（床）ニ断、其上代官へ可申上旨、可被申付候

一 御百姓之内、他所へ参候ニ付ては、何様之用所にて何方へ参候由、所之庄やニ申断、罷帰候へ、只今罷帰り候と可申届旨、可申付候

一 相定申付候通、山守井床屋・組頭迄急度被申含、松・雑木山相立候様ニ可申付候

一 御百姓公事沙汰仕候は、各々聞届、無依怙最賈有躰ニ被申付、無覚束も有之候ニ付ては、此方へ申述、双方共ニ御城へ召連可罷遣候、其上、其方達落着被申付候共、此落着合点無之候は、御城へ罷出候様ニと可被申付候

一 被 仰付候通、桑・漆・（櫓カ）かそ、此三色村々ニ為仕立可被申候、郷

曲事ニ可申付候」に続いて、「此趣先年より御法度ニ被仰付候得共、猶以敬候様ニ郷中へ能々可申付候」とあるなど、代官への申渡しという形となっていることを除いて違いはない。同史料については不明な点が多いが、末尾の記載に頼ると、朝日馬場村庄屋によって写し取られ、さらに他へも御法度書として回覧されているようである。この郷中支配法度は、発令は元禄五年で、この時に庄屋も心得て置くべきこととして見せられ、二年後に、この史料のように改めて村々へ代官法度として触れられたものであろうか。後証を待つ次第である。

中を見廻、小百姓ニ至迄明細ニおしへ、^(何説カ)如様ニも仕立、御百姓自由能様ニ可被申付候

一縁者之儀、以仲人互ニ申替ニ、双方合点之上、祝言可仕候、縦娘^(娘は内証にて合点仕候共、脱)ノ親・兄弟共同心無之ニ、むさとうはいとり候は、当人不及申、手伝仕候者迄、急度曲事ニ可申付候

一祝言致候節、前々被仰付通、兄相・^(弟)掣・相役計寄合可申候、勿論、祝義之取替せも、右之外仕間鋪候、且又祝言仕候已後、祝義之見舞仕候者有之候共、盃成候共出シ申間鋪候
右之通、万事無油断相守候様ニ急度可被申付候、以上

元禄七年戊之正月十一日

根岸次郎兵衛

^(注)村上床右衛門

馬場村

(朝日馬場 渡辺洋男家文書 支配・法令六)

【解説】 本史料は、いまのところ、秋元家の郷中支配方針をうかがえる唯一の法度である。全二十五カ条からなり、総じて幕府方針に沿ったものである。ただ、焼畑を禁止し、すでに山畑として経営している所も本田との関係で見直しを求めるなど、山資源の利用をはかっている点などに特色があらうか。

ところで、渡辺洋男家には、本史料と同種の史料がもう一点残されている。それは元禄五年(元三)正月十一日付けで、秋元家重職より根岸・村上両人へ出されたものの写しである。条文の順序に一か所移動があり、また興味深い条目である最後から二条目が、「急度

曲事ニ可申付候」に続いて、「此趣先年より御法度ニ被仰付候得共、猶以敬候様ニ郷中へ能々可申付候」とあるなど、代官への申渡しという形となっていることを除いて違いはない。同史料については不明な点が多いが、末尾の記載に頼ると、朝日馬場村庄屋によって写し取られ、さらに他へも御法度書として回覧されているようである。この郷中支配法度は、発令は元禄五年で、この時に庄屋も心得て置くべきこととして見せられ、二年後に、この史料のように改めて村々へ代官法度として触れられたものであらうか。後証を待つ次第である。